

一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

定款・基本規程に係る内規

第1章 内規

第1条 〔目的〕

- ・ 定款・基本規程に記載されている項目により次のとおり定める。

第2条 定款 第25条 第5項 会長が欠けたときの定めた順序

- ① 斎藤 亨 副会長
- ② 中島 誠 副会長
- ③ 長浜 中 副会長
- ④ 保坂 明 専務理事

- ・ 定款 第35条 第1項

- ・ 基本規程 第5条 第5項、第15条 第1項、第16条 第1項、第35条 第1項も同様とする。

第3条 定款 第25条 第6項 専務理事が欠けたときの定めた順序

- ① 千田 裕之 会長
- ② 斎藤 亨 副会長
- ③ 中島 誠 副会長
- ④ 長浜 中 副会長

- ・ 基本規程 第5条 第6項も同様とする。

付 則 1 本細則は、2022年6月20日より施行する。